3　実務経験を通じて修得した実践的な能力の水準を勘案した修業年限の通算

専門性が求められる職業に係る実務の経験を通じて当該職業を担うための実践的な能力を修得した者が専門職大学又は専門職短期大学（以下「専門職大学等」という。）に入学する場合において、当該実践的な能力の修得により当該専門職大学等の教育課程の一部を履修したと認められるときは、文部科学大臣の定めるところにより、修得した実践的な能力の水準その他の事項を勘案して専門職大学等が定める期間を修業年限に通算できることとした。（第八六条の二関係）

4　学位

㈠　専門職大学は、専門職大学を卒業した者又は専門職大学の前期課程を修了した者に対し文部科学大臣の定める学位を授与するものとした。（第一〇四条第二項関係）

㈡　専門職短期大学は、専門職短期大学を卒業した者に対し文部科学大臣の定める学位を授与するものとした。（第一〇四条第六項関係）

5　専門職短期大学の制度化

㈠　短期大学のうち、深く専門の学芸を教授研究し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を育成することを目的とするものは、専門職短期大学とすることとした。（第一〇八条第四項関係）

㈡　専門職短期大学は、文部科学大臣の定めるところにより、その専門性が求められる職業に就いている者、当該職業に関連する事業を行う者その他の関係者の協力を得て、教育課程を編成し、及び実施し、並びに教員の資質の向上を図るものとした。（第一〇八条第五項関係）

6　専門職大学等にあっては、その教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価を受けるものとした。（第一〇九条第二項関係）

7　専門職大学等の設置のため必要な手続その他の行為は、この法律の施行の日前においても行うことができることとした。（附則第二条関係）

8　この法律の施行に関し必要な経過措置を政令で定めるものとした。（附則第四八条関係）

9　施行期日

この法律は、平成三一年四月一日から施行することとした。

◇公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

（政令第一五二号）（総務省）

公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律（平成二八年法律第九四号）の施行期日は、平成二九年六月一日とした。

◇公職選挙法施行令の一部を改正する政令

（政令第一五三号）（総務省）

一　選挙人名簿の登録制度の見直しに関する事項

1　市町村の選挙管理委員会は、公職選挙法（以下「法」という。）第二二条第一項の規定による選挙人名簿の登録を行う日を、同項の規定により毎年三月、六月、九月及び一二月（以下「登録月」という。）の一日の直後の同項に規定する地方公共団体の休日以外の日に定めた場合又は同項ただし書の規定により同項に規定する通常の登録日後に変更した場合には、直ちに当該登録を行う日を告示しなければならないものとした。（第一四条第一項関係）

2　選挙人名簿及び在外選挙人名簿の縦覧制度の廃止に伴い、所要の規定の整備を図るものとした。（第二一条及び第二二条関係）

3　市町村の選挙管理委員会は、法第二二条第一項の規定による選挙人名簿の登録が行われた日現在（同日が衆議院議員又は参議院議員の選挙の期日の公示又は告示の日から当該選挙の期日までの間にある場合を除く。）及び衆議院議員又は参議院議員の選挙の期日の公示又は告示のあった日現在において在外選挙人名簿に登録されている選挙人の数を、遅滞なく、都道府県の選挙管理委員会に報告しなければならないものとした。（第二三条の一六第一項関係）

4　第二三条の一七第一項に規定する在外選挙人証等受渡簿（以下「在外選挙人証等受渡簿」という。）の抄本は、登録月（登録月の一日が衆議院議員又は参議院議員の選挙の期日の公示又は告示の日から当該選挙の期日の公示又は告示の日から選挙の期日までの間にある場合には、当該登録月を除く。）の二日及び衆議院議員又は参議院議員の選挙の期日の公示又は告示のあった日（以下4において「基準日」という。）に当該基準日現在の在外選挙人証等受渡簿に基づき、調製しなければならないものとした。（第二三条の一七第二項関係）

二　引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認に関する事項

1　当日投票及び期日前投票の場合

㈠　法第九条第三項の規定により都道府県の議会の議員及び長の選挙権を有する者で従前住所を有していた現に選挙人名簿に登録されている市町村において当該都道府県の議会の議員又は長の選挙の投票をしようとするものは、法第四四条第三項の規定により引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することの確認を受けようとする場合には、投票管理者に対して、当該確認の申請をしなければならないものとした。（第三四条の三第一項関係）

㈡　投票管理者は、㈠の申請があった場合には、直ちに、当該申請をした者が従前住所を有していた現に選挙人名簿に登録されている市町村の選挙管理委員会に対して、その者が引き続き当該都道府県の区域内に住所を有するかどうかを照会しなければならないものとした。（第三四条の三第二項関係）

㈢　市町村の選挙管理委員会は、㈡の照会を受けた場合には、直ちに、㈠の申請をした者に係る住民基本台帳法第三〇条の一〇第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）から提供を受けた同法第三〇条の九に規定する機構保存本人確認情報（以下「機構保存本人確認情報」という。）に基づき、投票管理者に対して、その者が引き続き当該都道府県の区域内に住所を有するかどうかを回答しなければならないものとした。（第三四条の三第三項関係）

㈣　投票管理者は、法第九条第三項の規定により都道府県の議会の議員及び長の選挙権を有する者で従前住所を有していた現に選挙人名簿に登録されている市町村において当該都道府県の議会の議員又は長の選挙の投票をしようとするものにあっては、その者について、㈢の市町村の選挙管理委員会の回答に基づき引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することを確認した後に、投票用紙を交付しなければならないものとした。（第三五条第一項関係）

2　法第四九条第一項の規定による投票の場合

㈠　都道府県の議会の議員又は長の選挙において、法第九条第三項の規定により当該選挙の選挙権を有する者が第五〇条第一項の規定による請求をする場合又はその者に代わって不在者投票施設の長若しくはその代理人が同条第四項の規定による請求をする場合には、同条第一項の選挙管理委員会の委員長に、引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することの確認を申請しなければならないものとした。（第五〇条第五項関係）

㈡　市町村の選挙管理委員会の委員長は、第五〇条第一項、第二項又は第四項の規定による投票用紙及び投票用封筒の交付の請求を受けた場合において、都道府県の議会の議員又は長の選挙において、法第九条第三項の規定により当該選挙の選挙権を有する者が第五九条の四第一項の規定による請求をする場合には、引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することの確認を申請しなければならないものとした。（第五九条の四第三項関係）

㈢　市町村の選挙管理委員会の委員長は、第五九条の四第一項の規定による投票用紙及び投票用封筒の請求を受けた場合において、都道府県の議会の議員又は長の選挙において、法第九条第三項の規定により当該選挙の選挙権を有する者にあっては、その者について、住民基本台帳法第三〇条の一〇第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により機構から提供を受けた機構保存本人確認情報に基づき、引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することを確認したものとした。（第五九条の四第四項関係）

3　

㈠　都道府県の議会の議員又は長の選挙において、法第九条第三項の規定により当該選挙の選挙権を有する者が第五九条の四第一項の規定による請求をする場合には、引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することの確認を申請しなければならないものとした。（第五九条の四第三項関係）

㈡　市町村の選挙管理委員会の委員長は、第五九条の四第一項の規定による投票用紙及び投票用封筒の請求を受けた場合において、都道府県の議会の議員又は長の選挙において、法第九条第三項の規定により当該選挙の選挙権を有する者にあっては、その者について、住民基本台帳法第三〇条の一〇第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により機構から提供を受けた機構保存本人確認情報に基づき、引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することを確認したものとした。（第五九条の四第四項関係）